

2006年5月25日

東芝ホクト電子株式会社
代表取締役社長 関東 正治 殿



5・25 争議支援総行動実行委員会
実行委員長 熊谷 金道 (全労連議長)

北海道労働組合総連合

議長 名知 隆之

東芝争議支援共闘会議

代表委員 菊谷 節夫 (神奈川労連議長)

同 中野 謙司 (東京地評常任幹事)

同 江口 光政 (埼労連事務局次長)

同 福田 秀俊 (愛労連副議長)

同 安井 彦光 (三重労連議長)

同 中山 森夫 (電機懇事務局長)

同 後藤 道夫 (都留文科大学教授)

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会

会長 石川 要二郎



要 請 書

本日、私たちは東芝争議をはじめ、すべての争議の全面解決を要求して「5・25 争議総行動」に参加し、北海道の東芝と東芝関係会社の本社・支社・支店・営業所・事業所・工場および関係する自治体・官署等に対する宣伝・要請行動に取り組んでいます。

東芝賃金資格差別是正争議においては、神奈川県地方労働委員会(2001年)と中央労働委員会(2004年)の命令によって、東芝がおこなってきた警察権力と癒着した違法な労務管理、秘密労務組織・東芝扇会を活用して組合活動に介入し申立人らを差別してきた不当労働行為が、明確に断罪されました。

しかし東芝は、労組法を踏みにじて中労委命令の履行勧告を無視し、争議解決に背を向けています。2003年には、このような東芝の横暴な態度を早期に改めさせるために、第2次申立(9名)と差別是正共同要求運動を拡大強化し、本年2月の総決起集会では約100名の労働者が差別の是正と償いを求めて立ち上がりました。

東芝・西田社長は「すべての事業活動において、生命・安全と法令の遵守を最優先する」ことをかかげていますが、いまだに労働委員会命令を履行せず労組法違反行為を継続していることは、社長コミットメントと東芝事業行動基準にも反するものであります。

東芝争議は、第2次神奈川県労委の審問が2月に結審し、東京地裁の中労委命令取消行訴(第1次申立)もまもなく結審を迎えます。

東芝争議支援共闘会議と東芝の職場を明るくする会は、東芝が労働委員会命令にしたがって不当労働行為を反省し、すみやかに解決のための話し合いのテーブルにつくことを求め、貴職に対して下記の要請を行うものです。

記

- (1) 東芝は労働委員会命令を履行し、争議の全面一括解決をはかること。
- (2) 東芝は、申立人と申立人らのグループ・差別是正申入者らの差別の是正と償いをおこなうこと。

(以上)